

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各地域密着型サービス事業所 管理者 様

甲賀市健康福祉部長寿福祉課長

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所（通所・短期入所
サービスに限る。）への要請について

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜りありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づき「緊急事態宣言」が全国に発せられたことを受け、滋賀県において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」が講じられることとなりました。

県内介護サービス事業所を含む社会福祉施設等に対しては、基本的に休止の要請は行いませんが、適切な感染拡大防止にご協力をいただくため、同法第24条に基づき、介護サービス事業所（通所・短期入所サービスに限る。）においては、下記の点に留意し対応いただきますよう要請されますので、各事業所におかれましては、適切な対応をお願いいたします。

なお、同要請は令和2年4月23日0時から令和2年5月6日までです。

※「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」の内容については、以下のリンクより御参照ください。

【リンク】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/311523.html>

記

1 介護サービス等の継続について（通所・短期入所共通）

- (1) 家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、通所及び短期入所でのサービス利用を自粛していただくことにより、利用回数や利用時間を減らすなどサービス提供を縮小するとともに、利用者の状態や家庭の状況により必要とされるサービスを提供するよう努めること。
- (2) 利用者や職員が感染した場合や事業所周辺での感染が拡大している場合に、サービスの提供を縮小して継続することも困難な場合は、一時的な休止を検討すること。

2 代替サービスの確保等について（通所・短期入所共通）

サービス提供の縮小や一時的な休止を実施する場合、居宅介護支援事業所、市町、各健康福祉事務所等と連携し、利用者や家族に対して、丁寧な説明を行い、十分に理解を得たうえで、訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

なお、代替サービスの提供を行っても、利用者の状態や家庭の状況により必要とされる場合には、人数、時間等を限定したサービス提供を実施する等の対応を検討すること。

3 短期入所サービスについて

利用者の同居家族に感染の疑いがある場合など、自宅での生活継続が困難な利用者については、居宅介護支援事業所と連携した上で、感染拡大防止のための対応を検討した上で、利用者の状態や家庭の状況により必要とされるサービスを提供するよう努めること

4 その他

事業所でのサービス継続や代替サービス等の提供にあたっては、「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等の事務連絡を参照すること。

【参照】 厚生労働省HP

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

なお、感染拡大防止のため、やむを得ず自主的に臨時休業する場合には、事前に長寿福祉課へ報告すること。

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
甲賀市健康福祉部長寿福祉課
介護保険係 大塚 侑吾
[TEL:0748-69-2165](tel:0748-69-2165) / [FAX:0748-63-4085](tel:0748-63-4085)
e-mail:koka10254000@city.koka.lg.jp